

添付－ 1

NFK-KC-0524

2020 年 12 月 9 日

原子燃料工業(株) 熊取事業所

計量管理規定の変更に係る新旧比較表

計量管理規定の変更に係る新旧比較表

第四編 設備に関する規定

変更前	変更後	変更理由等
68 第 四 編 設備に関する規定 第一章 計量管理を行う者の職務及び組織 (計量管理責任者) 第 1 条 設備の計量管理を適切に行うために、熊取事業所に計量管理責任者をおく。 2. 熊取事業所長は、計量管理責任者を任命する。 3. 前項の計量管理責任者は、熊取事業所環境安全部計量・廃棄物管理グループ長又は同相当職以上の者とする。 (計量管理組織) 第 2 条 前条に定める計量管理責任者のほか、熊取事業所に次の各号に掲げる計量管理に関する業務に携わる者からなる計量管理組織をおく。 (1) 熊取事業所長 (2) 環境安全部長 (3) 燃料製造部長 (4) 品質保証部長 (5) 燃料技術部長 (6) 環境安全部計量・廃棄物管理グループ長 (7) 燃料製造部製造管理グループ長 (8) 品質保証部燃料品質グループ長 (9) <u>燃料技術部 PWR 燃料技術グループ長</u> (10)<u>燃料技術部プラント・サイクル技術グループ長</u> 2. 前項の計量管理組織は、第 1 図のとおりとする。 (職務) 第 3 条 前条に定める設備の計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 熊取事業所長は、熊取事業所における計量管理に関する業務の統括業務を行うものとする。 (2) 計量管理責任者は、以下の本編各条に規定する計量管理に関する業務を適切に実施し、もしくは実施されていることの確認の業務を行うものとする。 原子燃料工業株式会社 熊取事業所	68 第 四 編 設備に関する規定 第一章 計量管理を行う者の職務及び組織 (計量管理責任者) 第 1 条 設備の計量管理を適切に行うために、熊取事業所に計量管理責任者をおく。 2. 熊取事業所長は、計量管理責任者を任命する。 3. 前項の計量管理責任者は、熊取事業所環境安全部計量・廃棄物管理グループ長又は同相当職以上の者とする。 (計量管理組織) 第 2 条 前条に定める計量管理責任者のほか、熊取事業所及びエンジニアリング事業部に次の各号に掲げる計量管理に関する業務に携わる者からなる計量管理組織をおく。 (1) 熊取事業所長 (2) 環境安全部長 (3) 燃料製造部長 (4) 品質保証部長 (5) <u>環境安全部計量・廃棄物管理グループ長</u> (6) <u>燃料製造部製造管理グループ長</u> (7) <u>品質保証部燃料品質グループ長</u> (8) <u>エンジニアリング事業部長</u> (9) 燃料技術部長 2. 前項の計量管理組織は、第 1 図のとおりとする。 (職務) 第 3 条 前条に定める設備の計量管理に関する業務に携わる者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 熊取事業所長は、熊取事業所における計量管理に関する業務の統括業務を行うものとする。 (2) 計量管理責任者は、以下の本編各条に規定する計量管理に関する業務を適切に実施し、もしくは実施されていることの確認の業務を行うものとする。 原子燃料工業株式会社 熊取事業所	組織改正による変更。

計量管理規定の変更に係る新旧比較表

第四編 設備に関する規定

変更前	変更後	変更理由等
69 (3) 環境安全部長、燃料製造部長、品質保証部長、<u>燃料技術部長</u>は、計量管理に関する業務のうち、担当する部署の設備の取扱いに係る総括業務を行うものとする。 (4) 燃料製造部製造管理グループ長、品質保証部燃料品質グループ長、<u>燃料技術部 PWR 燃料技術グループ長、燃料技術部プラント・サイクル技術グループ長</u>は、計量管理業務のうち、担当する部署の設備の取扱いに伴う設備の計量管理又は計量記録の作成並びにその計量管理結果の計量管理責任者への報告等の業務を行うものとする。 第二章 国際規制物資計量管理区域 (設定及びその符号) 第4条 熊取事業所における設備の適切な計量管理を実施するために、国際規制物資計量管理区域 (Accounting Control Area、以下「A C A」という。)を設定する。 2. 設定するA C Aの範囲及びその符号は、第1表に示すとおりとする。 原子燃料工業株式会社 熊取事業所	69 (3) 環境安全部長、燃料製造部長、品質保証部長、<u>エンジニアリング事業部長</u>は、計量管理に関する業務のうち、担当する部署の設備の取扱いに係る総括業務を行うものとする。 (4) 燃料製造部製造管理グループ長、品質保証部燃料品質グループ長、<u>燃料技術部長</u>は、計量管理業務のうち、担当する部署の設備の取扱いに伴う設備の計量管理又は計量記録の作成並びにその計量管理結果の計量管理責任者への報告等の業務を行うものとする。 第二章 国際規制物資計量管理区域 (設定及びその符号) 第4条 熊取事業所における設備の適切な計量管理を実施するために、国際規制物資計量管理区域 (Accounting Control Area、以下「A C A」という。)を設定する。 2. 設定するA C Aの範囲及びその符号は、第1表に示すとおりとする。 原子燃料工業株式会社 熊取事業所	組織改正による変更。 組織改正による変更。

計量管理規定の変更に係る新旧比較表

第四編 設備に関する規定

変更前	変更後	変更理由等
75 第1図 計量管理組織 原子燃料工業株式会社 熊取事業所	75 第1図 計量管理組織 原子燃料工業株式会社 熊取事業所	組織改正による変更。 組織改正による変更。